



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年2月17日金曜日 第1735号

◇ 目 次 ◇

指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更（3件）.....	107
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	108
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	109
土地改良区の定款変更の認可.....	109
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（6件）.....	109
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	110
市営土地改良事業の施行の同意.....	110
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	111
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	111
市営土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	111
土地改良事業の工事完了の届出（3件）.....	111
解除予定保安林.....	111
付保義務の発生.....	111
付保義務の消滅.....	112

漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	112
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	112
兼用工作物の管理の方法.....	113
道路の区域変更（県道大西波止浜港線）.....	114
開発行為に関する工事の完了.....	114
宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づく公告.....	114

公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施.....	114
教育情報通信ネットワークシステム運用管理・保守業務.....	115

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表（2件）.....	116
------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第208号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前	変更後	
38000300144116	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺河 駿	児童居宅介護	株式会社悠遊社大洲事業所	大洲市若宮467番地11	大洲市菅田町菅田字山城戸甲934	平成17年12月20日

○愛媛県告示第209号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前	変更後	
38000100114111	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺河 駿	身体障害者居宅介護	株式会社悠遊社大洲事業所	大洲市若宮467番地11	大洲市菅田町菅田字山城戸甲934	平成17年12月20日

○愛媛県告示第210号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービ スの種 類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務 所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
38000200131114	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺 河 駿	知的障害者 居宅介護	株式会社悠遊社 大洲事業所	大洲市若宮467番地11	大洲市菅田町菅田字山城戸甲934	平成17年 12月20日

○愛媛県告示第 211 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年 月 日
パルティ・フジ松江	松山市松江町5番3外	駐車場の位置及び収容台数	3箇所 239台	1箇所 182台	平成18年 2月1日	平成18年 1月30日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	7箇所	3箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 212 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年 月 日
ピコア21三津	松山市三津三丁目5番40号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後12時まで	24時間	平成18年 2月4日	平成18年 2月2日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午前0時30分まで	24時間		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 213 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市阿島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 正 直	新居浜市阿島111 - 2
"	真 鍋 麻 直	新居浜市阿島730 - 4
"	前 田 和 男	新居浜市阿島12
"	白 石 章 敏	新居浜市阿島157 - 7
"	矢 葺 弓 助	新居浜市阿島207
"	真 鍋 勝 幸	新居浜市多喜浜66 - 33
"	真 鍋 松 男	新居浜市阿島435
"	伊 藤 一 男	新居浜市阿島916
監 事	井 下 正 光	新居浜市阿島982
"	真 鍋 清 孝	新居浜市阿島136
"	近 藤 豊	新居浜市阿島651

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 正 直	新居浜市阿島111 - 2
"	真 鍋 麻 直	新居浜市阿島730 - 4
"	前 田 親 善	新居浜市多喜浜1015 - 6
"	井 下 正 光	新居浜市阿島982
"	白 石 章 敏	新居浜市阿島157 - 7
"	矢 葺 弓 助	新居浜市阿島207
"	前 田 和 男	新居浜市阿島12
"	真 鍋 松 男	新居浜市阿島435
監 事	井 下 和 夫	新居浜市阿島918
"	真 鍋 清 孝	新居浜市阿島136
"	近 藤 豊	新居浜市阿島654 - 2

○愛媛県告示第 214 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 山 光 男	大洲市田口甲2158番地の 1

○愛媛県告示第 215 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 山 孝 司	宇和島市和霊元町 1 - 6 - 3
"	土 居 秀 徳	宇和島市三浦西3263

○愛媛県告示第 216 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、周桑郡小松町第四土地改良区（新名称・小松町第四土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 217 号

四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・川東地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・川東地区）計画書の写し
 - (2) 四国中央市三島土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成18年2月20日から3月17日まで
- 3 縦覧場所
四国中央市役所

○愛媛県告示第 218 号

東温市松瀬川土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・烏ノ子地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・鳥ノ子地区）計画書の写し
- (2) 東温市松瀬川土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年2月20日から3月17日まで

3 縦覧場所

東温市役所川内支所

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上野地区）計画書の写し
- (2) 東温市牛淵上井手土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年2月20日から3月17日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第219号

東温市北方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上海上地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上海上地区）計画書の写し
- (2) 東温市北方土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年2月20日から3月17日まで

3 縦覧場所

東温市役所川内支所

○愛媛県告示第220号

東温市南方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・竹ノ鼻地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・竹ノ鼻地区）計画書の写し
- (2) 東温市南方土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年2月20日から3月17日まで

3 縦覧場所

東温市役所川内支所

○愛媛県告示第221号

東温市牛淵上井手土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上野地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

○愛媛県告示第222号

東温市下林上土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・昌林地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・昌林地区）計画書の写し
- (2) 東温市下林上土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年2月20日から3月17日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第223号

西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（農業用道路整備事業・三瓶南地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（農業用道路整備事業・三瓶南地区）変更計画書の写し
- (2) 西予市三瓶町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年2月20日から3月17日まで

3 縦覧場所

西予市役所三瓶総合支所

○愛媛県告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上吾川野々窪池地区）の施行に平成18年2月3日同意した。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 225 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中川原地区）の施行に平成18年 2 月 3 日同意した。

平成18年 2 月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 226 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・拾町地区）の施行に平成18年 2 月 3 日同意した。

平成18年 2 月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 227 号

東温市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・一ヶ谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 2 月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・一ヶ谷地区）計画書の写し
 - 東温市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成18年 2 月20日から 3 月17日まで
- 縦覧場所
東温市役所川内支所

○愛媛県告示第 228 号

大洲市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・久米地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 2 月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・久米地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成18年 2 月20日から 3 月17日まで
- 縦覧場所
大洲市役所

○愛媛県告示第 229 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、伊予市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年 2 月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	大平小野地区	平成17年 1 月31日

○愛媛県告示第 230 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、伊予市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年 2 月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
中山間地域農村活性化総合整備事業	上灘地区	平成 8 年 3 月25日

○愛媛県告示第 231 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、伊予市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成18年 2 月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	尾崎天神池地区	平成17年 2 月18日

○愛媛県告示第 232 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 2 月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
西条市黒瀬字篠辺谷乙 254 の 6、乙 288 の10、乙 288 の12、字薄ヶ瀬乙 338 の 4、乙 338 の 5、字落合乙 340 の17、西之川字老野丁79の 2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 233 号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めたの

で、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

（八幡浜地方局管内）

四ツ浜加入区

○愛媛県告示第234号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成14年2月愛媛県告示第348号）による保険に付すべき義務は、平成18年2月16日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

（八幡浜地方局管内）

四ツ浜加入区

○愛媛県告示第235号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成18年2月17日から3月3日まで

○愛媛県告示第236号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 越智 忍

今治市大西町脇1032番地1

2 埋立区域

(1) 位置

今治市吉海町仁江2178番から同2026番3までの地先公

有水面

(2) 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.84メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市吉海町仁江2192番2地先に設置された金属鉄）は、北緯34度08分04秒、東経133度03分43秒の地点

1点は、基点から真北86度10分00秒90.63メートルの地点

2点は、1点から真北170度38分00秒18.46メートルの地点

3点は、2点から真北82度12分00秒1.52メートルの地点

4点は、3点から真北171度04分00秒28.53メートルの地点

5点は、4点から真北241度08分00秒13.64メートルの地点

6点は、5点から真北342度00分00秒16.87メートルの地点

7点は、6点から真北70度14分00秒0.50メートルの地点

8点は、7点から真北341度55分00秒44.65メートルの地点

9点は、8点から真北69度40分00秒16.40メートルの地点

10点は、9点から真北351度42分00秒6.90メートルの地点

(3) 面積

1,030.58平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成5年4月20日 愛媛県指令4河第208号

4 しゅん功認可年月日

平成18年2月17日

○愛媛県告示第237号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 越智 忍

今治市大西町脇1032番地1

2 埋立区域

(1) 位置

今治市吉海町仁江2177番から同2192番までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から32点までを順次直線で結んだ線並びに32点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.84メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

1点は、北緯34度07分56秒、東経133度04分05秒の地点

2点は、1点から真北171度42分00秒6.90メートルの地点

3点は、2点から真北249度40分00秒18.66メートルの地点

4点は、3点から真北340度14分00秒1.02メートルの地点

5点は、4点から真北249度30分00秒6.61メートルの地点

6点は、5点から真北160度30分00秒1.01メートルの地点

7点は、6点から真北249度40分00秒10.96メートルの地点

8点は、7点から真北339度55分00秒1.01メートルの地点

9点は、8点から真北249度37分00秒6.60メートルの地点

10点は、9点から真北160度30分00秒1.00メートルの地点

11点は、10点から真北249度39分00秒11.14メートルの地点

12点は、11点から真北339度43分00秒0.99メートルの地点

13点は、12点から真北249度50分00秒6.63メートルの地点

14点は、13点から真北157度33分00秒1.00メートルの地点

15点は、14点から真北249度50分00秒11.11メートルの地点

16点は、15点から真北342度04分00秒0.99メートルの地点

17点は、16点から真北249度50分00秒6.63メートルの地点

18点は、17点から真北160度00分00秒1.00メートルの地点

19点は、18点から真北250度04分00秒10.64メートルの地点

20点は、19点から真北167度54分00秒7.18メートルの地点

21点は、20点から真北257度01分00秒1.01メートルの地点

22点は、21点から真北168度22分00秒11.96メートルの地点

23点は、22点から真北77度57分00秒0.98メートルの地点

24点は、23点から真北168度34分00秒7.88メートルの地点

25点は、24点から真北258度01分00秒11.86メートルの地点

26点は、25点から真北348度18分00秒25.55メートルの地点

27点は、26点から真北42度24分00秒9.70メートルの地点

28点は、27点から真北46度39分00秒11.60メートルの地点

29点は、28点から真北49度15分00秒13.48メートルの地点

30点は、29点から真北60度43分00秒6.03メートルの地点

31点は、30点から真北67度40分00秒18.10メートルの地点

32点は、31点から真北74度10分00秒14.47メートルの地点

(3) 面積

1,431.28平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和57年1月20日 愛媛県指令56河第1006号

4 しゅん功認可年月日

平成18年2月17日

○愛媛県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路の他の工作物との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び松山地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の種類及び路線名

主要地方道中島環状線

2 他の工作物の名称

饒（畑里）漁港海岸保全施設

3 兼用工作物の位置

愛媛県松山市畑里甲813番地先から同625番地先まで

4 兼用工作物の管理を行う者の氏名及び住所

海岸管理者 松山市長 中村 時広

住所 愛媛県松山市岩崎町一丁目7番7

道路管理者 愛媛県知事 加戸 守行

住所 愛媛県松山市御宝町119番地1

5 管理の内容

(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）について道路管理者が、当該施設以外の部分については、海岸管理者が行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、次の各号に掲げる者が行うものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる場合に

おいても、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより、海岸管理者又は道路管理者がこれを行うものとする。

- 一 もっぱら道路専用施設に係る場合 道路管理者
- 二 もっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 海岸管理者

(3) 前2項の規定によるほか、海岸法又は同法に基づく命

令の規定による兼用工作物の管理は海岸管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行うものとする。

6 管理の期間

平成18年2月17日から当該路線を廃止する日又は海岸の公用を廃止する日まで

○愛媛県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大西波止浜港線	今治市大西町九王甲2438番から 同町九王甲2430番2まで	旧	メートル 20.5~29.0	キロメートル 0.017	
			新	20.5	0.017	

○愛媛県告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第72号 平成18年2月8日	伊予郡松前町大字鶴吉字安井前291番6及び291番7	伊予郡砥部町宮内454番地3 メゾン・ド・セシリア106号 安藤 俊太郎

○愛媛県告示第241号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課まで申し出られたい。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業者（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定によりその免許を取り消す。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

商号	代表者の氏名	免許番号	免許年月日
有限会社 トーヨーホーム	石田和男	愛媛県知事 ⁽³⁾ 第4038号	平成13年7月14日

公 告

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成18年度愛媛県立農業大学校入学試験（2次募集）を次のとおり実施する。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 入学試験の区分
総合農学科及びアグリビジネス科
- 2 入学試験の期日
 - (1) 総合農学科
平成18年3月10日（金） 学科試験及び面接試験
 - (2) アグリビジネス科
平成18年3月10日（金） 学科試験、面接試験及び口頭試問
- 3 入学試験の場所
松山市下伊台町1553番地
愛媛県立農業大学校
- 4 募集人員、修業年限及び入学資格
 - (1) 総合農学科

コース	野菜複合コース	花き複合コース	果樹コース	畜産コース
修業年限	2年	2年	2年	2年
募集人員	各コース合わせて20人程度			
入学資格	学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項の規定に該当する者			

- (2) アグリビジネス科

コース	栽培育種 コース	環境・流通 コース	家畜管理 コース	食品加工 コース
修業年限	2年	2年	2年	2年
募集人員	各コース合わせて10人程度			
入学資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法による短期大学を卒業した者 (2) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。）を卒業した者 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めたる者			

5 学科試験科目

(1) 総合農学科

- ア 必須科目 国語（古典及び古典講読を除く。）及び数学Ⅰ
- イ 選択科目 農業科学基礎、化学Ⅰ又は生物Ⅰのうち1科目

(2) アグリビジネス科

- ア 必須科目 農業経営
- イ 選択科目 作物、園芸、畜産又は食品加工のうち1科目

6 入学願書受付期間

(1) 総合農学科

平成18年2月21日（火）から28日（火）まで

(2) アグリビジネス科

平成18年2月21日（火）から28日（火）まで

(3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。

- (1) 最終学校の調査書
- (2) 写真（出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル正方形のもの）
- (3) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙

8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
教育情報通信ネットワークシステム運用管理・保守業務
- (2) 委託業務名及び数量
教育情報通信ネットワークシステム運用管理・保守業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所
知事が指定する場所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理・保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県教育委員会事務局教育総務課総務係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)941 2111 内線2921

(2) 入札書の受領期限

平成18年3月29日（水）午前10時

(3) 入札説明書の交付方法

平成18年2月17日（金）から3月28日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成18年3月29日（水）午前10時
愛媛県庁第一別館7階会議室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

(6) 郵便等による入札の取扱い

郵便等による入札の場合は、入札書は、平成18年3月28日（火）午後5時15分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。申請書は、持参して提出することとし、郵便等又は電送によるものは、受け付けない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ア 申請書の受付期間
平成18年 2月17日（金）から 3月 1日（水）までの執務時間中
イ 受付場所
3の(1)に掲げる場所
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Operational management and maintenance service for Educational Information and Communication Network System , one complete set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m . , 29 March 2006
(tenders submitted by mail: 5:15 p.m . , 28 March 2006)
- (3) For further information , please contact: General Affairs Section , Education General Affairs Division , Board of Education , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan TEL 089 941 2111 Ext 2921

監 査 公 表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年 2月17日

愛媛県監査委員 吉 久 宏

同 壺 内 紘 光
同 玉 井 実 雄
同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 業 経 済 課	平成17年10月24日
(監査の結果) 農業改良資金特別会計における農業改良資金貸付金償還金については、適期収入に留意が望まれる。	
(措置の内容) 平成16年度の農業改良資金貸付金償還金について、1件 1,708千円が当該年度内に収入されず、滞納繰越分となったが、平成17年11月21日に返済され、当該未納分は解消された。 今後とも、借受者に対し、期限内納入について注意を促すとともに、関係機関と連携して適切な技術・経営等の指導を行っていく。	

○公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年 2月17日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
同 壺 内 紘 光
同 玉 井 実 雄
同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成17年11月 2日
(監査の結果) 公務中の警察車両による事故が従来に増して多発しているため、職員の意識の高揚と事故防止の徹底になお一層の努力が望まれる。	
(措置の内容)	
1 各種会議等における指導教養の実施 定例の次長会議や警察署に対する総合監察、各種巡回指導の機会をとらえて、交通事故防止対策の徹底を指示している。また、昨年12月中旬から、年末年始の各種事故防止を目的として各所属に対する随時監察を実施しており、その中で職員による交通事故防止について厳しく指導している。	
2 職務倫理向上運動の実施 県警が組織を挙げて取り組んでいる職務倫理向上運動の一環として全職員を対象とした交通事故防止に関する小集団検討会を実施し、職員の安全運転に関する意識付けを図っている。	
3 特別巡回指導の実施 平成16年度から、当方の一方的過失による事故については、監察官室による当事者及び監督者に対する特別巡回指導や、警察本部への招致指導を実施しており、事故原因や背景等を究明するとともに職員の自覚を促し、緊張感を持った運転を心掛けるよう厳しく指導している。 更に、特別巡回指導に至らない事故についても、その態様によっては事故防止レポートの提出を義務付け、交通安全意識の高揚を図っている。	
4 基本的運転技術の向上方策 従来からの警察車両運転技能検定に加え、警察学校に職員を入	

校させ運転免許センターにおける車両運転実技や体験シュミレーター等による実践的教育を実施することにより、事故回避のための運転技術の向上に努めている。また、一定の事故惹起者に対しては、警察車両の運転技能検定の再検定を義務付けるなど、厳しく対応している。

--	--